

令和元年 第 12 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和元年 12月23日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和元年12月23日(月) 午後3時30分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(1名)

24番 宮下 修

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第59号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第62号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第63号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第64号 賃借料情報の区分設定および提供について

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 任 出 口 大 悟
主 査 井 上 幸 代

○ 閉会

午後4時30分

午後 3 時 3 0 分 開会

局 長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻前でございますが、予定された議員の皆様全員おそろいになりましたので、ただいまから令和元年第 12 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

1 年あっという間に過ぎて、もう 12 月ということでもあります。何か非常に忙しい年だったかなっていうふうに思っております。

年が明けますと、私どもの任期ももう少しになるわけです。今それぞれ考えておられる皆さんじゃないかなと思いますけれども、やめるのか、あるいは引き続いて次もやられるのか、それぞれ態度をはっきりさせていただければありがたいなど。明後日、農政組合長さんたちをお願いして農業委員の改選に伴う説明会をやる予定になっておりますので、それもあわせて検討いただければというふうに思っております。できれば 1 期目の皆さん、ぜひ 2 期 3 期とやっていただくように、ぜひお願いをしたいし、2 期やったからもう終わりっていうことでないように考えていただければありがたいです。そんなふうに思っております。

さて、先日 21 日の日に上伊那の再生協議会総会がありました。いわゆる来年の米の作付についてのそれぞれの配分が決まりました。御承知のように、今、米の需要ってというのは、どんどん人口も減っております。そんな関係で昨年あたりまでは年間 8 万 t ぐらいはやっているよという話が、今、需要が年間 10 万 t ぐらい、やっぱり需要が落ちてきて、そういった中で、米もどのくらい生産するかなという話でありますけれども、端的に言いますと、いわゆる令和 2 年の来年度の作付については、駒ヶ根、いわゆる面積で言いますと 6 町歩の減ということに、ですから、ことしより 6 町歩、何かほかの転作をかけなきゃいけないという状況になりますので、加工米であり、あるいは備蓄米であり、あるいは畑作であり、いずれにしても 6 町歩という作付を減らさないといけないという状況が生まれてきております。平均反収から割り出されてきておるんですが、平均反収も、やっぱり少し作況がよかったんで少し上がりまして 633 kg というような数字が出ております。そんなことで、来年の作付については、配分がされております。これをもって、それぞれ各集落の営農組合への配分が、2 月の 5 日の日に営農センターの小委員会があります。そこで配分が決まります。2 月の 7 日の日に農政組合長会でもって配分を出すということに、そういった

予定になっております。そんなことで御理解をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、ことしは、きょうは忘年会もありますんで、スムーズに進行していただくようお願い申し上げて、一言、簡単でありますけどあいさつにさせていただきます。

よろしく申し上げます。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を5番 田村進委員、お願いします。

5 番 (田村 進君)

それでは、農業委員会憲章の前に一言ということでございます。

きょうは、後忘年会もあるということで、ひとつ簡単にやりたいので、お願いしたいと思います。

いよいよ令和元年と、こういう年が始まって、もう本当にわずかと、それと同時に、私ども農業委員の任期もあと半年ということに迫ってきております。それまでは、私もちょうど6年間、農業委員やらさせていただきました。非常に、この6年の中でも、農地の荒廃、これがものすごい進んできておると、特に竜東地区、中沢関係、56年～58年ですか、当時、この時点で構造改善、これをされたわけですけど、この構造改善された所も今になっては大部分が荒廃農地と、こういうような状態になっております。ただ、現状、今、この状態で置いときますと、原野化、雑草の荒れ果てた農地、こういうようになってくるんじゃないかなあと、本当に住めない状態、これが進んできそうです。ただ、今まで若干、里山、これがだんだん下へ下へがらってきておるんですけど、ぜひ何かの形で里山も残してくということで、一刻も早くね、農振地域除外地、この線引きを早くしていただいて、早いうちに山に戻していくと、そしてきれいな状態でまた農地を守っていくと、このようにぜひしていきたいと思っております。

そういう中で、先日、限界集落、これが2万集落、全国で2万集落あると、たしか限界集落になったところほど荒廃地が広がっていると、そういう中で、私の部落もその1つに入っているのかなあと、そういう気がしております。

確かに、本当に子どもが少ない、農地を守っていく人が少ない、こういう中で、ひとつまた委員の皆さんにいいアイデアがありましたらお教えいただいて、頑張っていきたいなど、そう思っております。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）
それでは、これより令和元年 12 月 1 日付、告示第 9 号をもって招集した令和元年第 12 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 19 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。
24 番 宮下修委員より欠席の旨の届け出がありました。
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。
日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。
議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 2 番 赤羽明人委員、3 番 酒井一義委員を指名いたします。
日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）
それでは議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 2 ページ左側をごらんください。
計画変更-1 で示した場所になります。
小町屋区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 351 m²になります。
1 ページにお戻りください。
当初計画でございますが、住宅用地。
変更理由でございますが、当初計画は転用事業者が住宅を建築する予定であったが、結婚をしたことにより婚姻相手である承継者の名義で事業を遂行したいと考え、現在転用事業者の実家に同居している承継者が現在の住まいの隣接地へ住宅を建築するため転用したいというものでございます。
同日、5 条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。
以上、1 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 （堺澤 豊君）
地元委員の補足説明をお願いします。

20 番 （土屋 澄一君）
このXXXXXXXXXXさんでございますけど、私の地続きの家でございまして、相続を娘に譲ったわけでございますけれども、結婚をしまして旦那さんの名義にしたい

というところで、その辺の申請になりますので、何ら問題はないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 59 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
それでは議案書 3 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 4 ページ左側をごらんください。
3-1 で表示した場所になります。
中沢区、XXXXXXXXXXの西 1 筆 610 m²になります。
3 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、贈与。
理由でございますが、譲受人は、以前より申請地を借りて耕作しており今後も引き続き使用したいと考えているため当地を取得したい、譲渡人は今までも譲受人に貸していたため譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
地元委員の補足説明をお願いします。

2 2 番 (北原 実君)
XXXXXXXXXX氏も大分高齢になってきまして、農業のほうもだんだん、広く一時農地を広げていたんですけども、だんだん無理があるということで、譲受人の

■■■■さんのほうが今まで借りていた関係で、ぜひ引き続きやりたいという申し入れでというふうに伺っております。よって、特に問題ないというふうに考えております。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 60 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書の 5 ページをお開きください。

農地法第 5 の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 12 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側をごらんください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、■■■■の南 2 筆 346 m²になります。

後ほど御説明させていただきますが、2 件目の申請と一体的な計画となります。

塗りつぶした部分が本申請、南側の斜線部分が 2 件目の申請地となります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在賃貸アパート住まいであるため住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は夫から相続した土地であり、息子の住宅建築のため確保していたが息子が■■■■に住宅を建てたことにより売却したいと考え譲受人の要請に応じるということでございます。

農振法等でございますが、昭和 59 年 2 月 14 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 7 ページ右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。

北割 1 区、■■■■の南 1 筆 47 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが住宅敷地、物置き用地となります。

理由でございますが、譲受人は現在賃貸アパート住まいであるため住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は父から相続した土地であり家からも遠くなってしまっているため譲受人の要請に応じるということでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。令和元年 12 月、農振除外許可後の内容変更の手続がとられております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 8 ページ左側をごらんください。

5-3 で表示した場所になります。

中割区、■■■■の東 1 筆 497 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借り受け人は現在アパート住まいであるが手狭になってきたため住宅の建築を計画したが、実家の農業を手伝うためにも実家と隣接地である申請地を使用したい、貸し付け人は今回の申請地を転用することにより残った農地への支障がないこと、借り受け人である孫に実家の近くへ戻ってきてもらいたいと考えたため借り受け人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年 10 月 3 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続に見えております。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 8 ページ右側をごらんください。

5-4 で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED] の南 5 筆 2,609 m²になります。

後ほど御説明させていただきますが、5 件目の申請と一体的な計画となります。

塗りつぶした部分が本申請、斜線部分が 5 件目の申請となります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は太陽光発電施設を設置し売電事業を行いたいと考え当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農業後継者がおらず農業規模を縮小したいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]につきましては令和元年 10 月 3 日、農振除外が認可、[REDACTED]については平成 4 年 7 月 27 日、農振除外が認可となっており、平成 31 年 2 月に農振除外許可後の内容変更の手続きがとられております。[REDACTED]については農業振興地域内の農用地区域外となっております。

農地区分につきましては 3 種、近くに [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 5 番となりますが、場所につきましては 9 ページ左側をごらんください。

5-5 で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED] の南 1 筆 892 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は太陽光発電施設を設置し売電事業を行いたいと考え当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農業後継者がおらず農業規模を縮小したいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年 10 月 3 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、近くに [REDACTED] ありということでございます。

6 ページをごらんください。

続きまして 6 番となりますが、場所につきましては 9 ページ右側をごらんください。

5-6 で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED] の西 1 筆 351 m²になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在譲渡人の実家に同居しているが子どもの成長とともに家が手狭になってきたため現在の住まいの隣接地へ住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるということでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域になっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして7番となりますが、場所につきましては10ページ左側をごらんください。

5-7で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの東1筆2,034㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は太陽光発電事業を通じ再生エネルギーの普及により地球環境に貢献したいと考え当地を取得したい、譲渡人は後継者問題もあり農業を縮小したいと考えたので譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和元年10月3日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして8番となりますが、場所につきましては10ページ右側をごらんください。

5-8で表示した場所になります。

町1区、XXXXXXXXXXの南1筆61㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、庭となっております。

理由でございますが、譲受人は以前より住宅敷地として使用していた当地において農地法の手続がとられていないことが判明したため農地転用の手続を行い当地を取得したい、譲渡人は高齢かつ病気がちであり、資産を売却し医療費などに充当するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして9番となりますが、場所につきましては11ページ左側をごらんください。

5-9で表示した場所になります。

中沢区、 の東 3 筆 4, 368 m²のうち 36 m²になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、地質調査のための一時転用となります。

理由でございますが、借り受け人は土地改良事業に伴う盛り土造成計画の検討のため当地を使用したい、貸し付け人は借り受け人の要請に応じるということでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続きまして 10 番となりますが、場所につきましては 11 ページ右側をごらんください。

5-10 で表示した場所になります。

東伊那区、 の東 1 筆 82 m²になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、通路、駐車場となります。

理由でございますが、借り受け人は隣接地へ住宅を新築するに当たり住宅への進入路、駐車場として当地を使用したい、貸し付け人はかつて建っていた住宅への進入路として以前より使用していたが、農地法の手続がとられていないことが判明したため農地法の手続をとり借り受け人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 11 番となりますが、場所につきましては 12 ページ左側をごらんください。

5-11 で表示した場所になります。

東伊那区、 の北 1 筆 532 m²になります。

こちらにつきましては、塗りつぶした部分が本申請となりまして、斜線の部分が次の 12 件目の申請に申請地となります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが住宅敷地、家庭菜園、駐車場となります。

理由でございますが、譲受人は家庭菜園及び営んでいる事業の来客用駐車場として使用するため当地を取得したい、譲渡人は以前に農地法の許可を受けている土地であるが転用事業者が亡くなってしまい事業が実行できなくなったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としまし

ては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして12番となりますが、場所につきましては12ページ右側をごらんください。

5-12で表示した場所になります。

東伊那区、[]の北1筆122㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、通路となります。

理由でございますが、譲受人は住宅敷地への出入りに必要な通路として利用するため当地を取得したい、譲渡人は申請地を現在耕作しておらず他農地への支障もないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上12件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (塚澤 豊君)

地元委員の補足説明を順次お願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1番と2番は関連性がありまして、先ほど事務局のほうから説明があったような状況です。住宅地の関係にありますので、別段問題はないと思います。

21番 (米山 茂寿君)

3番です。先ほど事務局のほうから説明があったように、長男で息子さんということで、今現在[]のほうにアパートへ住んでいるということで、帰ってきて実家の農業のほうも手伝いたいということで、別に問題はないと思います。

11番 (西村 功君)

4番5番ですけれども、これについては、図面にあります[]さんの親戚の太陽光発電施設に関する転用で、これについては今までも順次関係者の合意が得られて、また手続が可能になった範囲を順次進めてきたわけですけれども、一応今回が最後の手続ということになります。

[]の自治組合、それから景観形成住民協定の協議会の理解も得られておりますので、特に問題ありません。

20番 (土屋 澄一君)

6番は、先ほど申したとおりでございますが、問題ないと思います。

16番 (氣賀澤 道雄君)

7番です。そこにありますように、太陽光発電への転用ということになります。5-7って書いてあるところから、図面で言いますと下って、申請地の下、

それから、その北側の一面に太陽光発電のパネルが敷いてあります。地元への説明、それから了承、それと排水等もきちんとされておりまして、問題ないと判断しております。

以上です。

15番 (代田 和美君)

8番ですが、ここは、もう長年、庭として使用してきたところで、ただ手続がちゃんととれていなかったっていうことの申請ですので、特別問題ないと思います。

9番 (下島 琢郎君)

9番です。11ページをごらんになっていただいたと思いますが、そこに地図載っておりますが、 の信号から 、いわゆる左のほうが西になります。それで、右のほうが東になりまして、この面積が、地権者が25人で8町2反ほどあります。ここへ、 の の残土を持ってきて埋め立て工事をしたいということでありまして、それで、その工事した後は、これは農業施設、直売所とか、あるいは観光施設等々、今検討はしておりますが、そういったものをつくりながら圃場整備をしたいということがありまして、ここ3カ所だけボーリングをしたいということでありまして、

特に中沢の場合、中沢、竜東の活性化のために適当ということだろうと思います。

先ほど田村委員のほうから話ありましたように、限界集落になっておりますから、活性化のためにぜひ御賛同いただきたいと思います。

以上です。

1番 (小池 慶一君)

まず、10番でございますが、親子でありまして、特に、地図見ていただきますとわかります。黒く塗ってある上のちょっと半分点線が、多分住宅を建てるについて道がないっていうことで、今まで多少使っていたわけですけども、農地法のもろもろがわかって、今回申請するものでありますので、お願いします。

それから、11、12につきましては、地元の村上委員さんと現場で確認して、事務局のほうで説明があったとおり、特に問題はなかろうと思います。

以上です。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17番 (小松 由喜一君)

2番ですけども、字句の細かいちょっとしたことなんですけど、これは5-2

の5のほうと土地が一体化しているところなんですか。

主任 (出口 大悟君)
こちら 5-2 の面積については、すごく小面積なんですけれども、先ほど御説明させていただいたとおり 5-1 と一体的な計画になりまして、5-1 と 5-2 と合わせて1つの住宅敷地となっております。5-2 の部分については、物置きを置きたいということで、5-1 の部分に住宅を建てるということですので、5-1 と 5-2 で1つの住宅敷地となっております。

17番 (小松 由喜一君)
一体の土地ということですか。

主任 (出口 大悟君)
筆は分かれているんですけれども、この3筆で1つの住宅敷地として今後使いたいということのようです。

会長 (堺澤 豊君)
小松委員、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

8番 (村上 英登君)
5-4 と 5-5 なんですけど、地図を見ると白くなっているところがあるんですけど、これは何か、地目は何になるんでしょうか。

主任 (出口 大悟君)
こちら白く細長く北から南のほうに線状になっているものについては、こちら水路となっております。

8番 (村上 英登君)
水路ってことは、水路敷き、青線ですか、青線ってということですか。これは水路敷きってということですか。

主任 (出口 大悟君)
そうですね。はい。

会長 (堺澤 豊君)
村上委員いいですか。

8番 (村上 英登君)
ええ。はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

1 1 番 (西村 功君)
8 番ですけど、譲り受け人は、これはあれですか、成年後見人の■■■■さんが譲り受け人になるのか、それとも■■■■さんが譲受されるのか、そこはどうなるんですか。

主 任 (出口 大悟君)
こちら成年後見人の方が譲り受けるというような形になります。

会 長 (堺澤 豊君)
西村委員、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)
そうすると、その成年後見人の方が使用していたということの理解でいいということですね。

主 任 (出口 大悟君)
使用していたのは、こちらの成年後見人の方もなんですけれど、実際にはこの■■■■さんという方ですね。今、■■■■さんのほうが恐らくそういった自身の財産ですとか土地の管理が難しいような状況ということで、息子さんの■■■■さんを成年後見人としておりますので、恐らく息子さんであったということは■■■■さんも使用していたかと思うんですけれども、実際にここ利用されていたのは■■■■さんまたは恐らくお亡くなりになっているかと思うんですけれども、もともとここの土地、今回の 5-8 の図面を見ていただくと、今回の申請地以外の部分、北側、東側も住宅敷地なんですけれども、こちら■■■■さんという恐らく■■■■さんの旦那さんなんですけれども、その方の名義になっておりますので、本来であれば恐らく今回の申請地も、もともとは■■■■さんにすべきであったところかなとは思ってますけれども、もう■■■■さんはお亡くなりになっていて、■■■■さん自身もそういうような財産管理ですとか土地の管理が難しいような状況ということで、息子さんの■■■■さんが成年後見人ということで、そのお二人にかわって申請するっていうような形かなと思います。

会 長 (堺澤 豊君)
西村委員、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。

7 番 (齊藤 庄一君)
9 番なんですけど、■■■■の残土処理の場所なんですけど、これ事業主体はどこになるんですか。何かそういう計画があるんでしょうか。

主任 (出口 大悟君)
事務局のほうでは、あくまで■■■■の残土を今回の申請地に持ってきて、あくまで農業するための盛り土、土地造成をするまでしか伺っていないので、それ以降の詳細の計画については、今こちらのほうではちょっとわかりません。

会長 (堺澤 豊君)
下島委員、計画等について細かく説明してください。

9 番 (下島 琢郎君)
農業委員のほうは決定しておりませんが、これ新宮川岸開発委員会という委員会が 10 月に設立されまして、3 回会議をしました。先ほど言いましたように、農業施設とか、そういったのをつくりながら圃場整備をするということがあります。
それで、地権者が先ほど言いましたように 25 名で、20 万 m³の土を入れるという計画であります。
それで、当然施設をつくっていけば、補助金、補助事業に取り組みざるを得ないということありますが、そのときは、当然、事業主体を決定をしなければいけません。したがって、12 月の会合の中では、3 月までに具体的な計画を出すようでありますので、それまでは、ちょっと事業主体は決定しておりません。
以上です。

会長 (堺澤 豊君)
齊藤委員、よろしいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

13 番 (宮澤 辰夫君)
太陽光発電のことですけれども、約、太陽光発電が始まってから 10 年くらい経過したと思っております。今、単価つつうのは幾らくらいですか。

主任 (出口 大悟君)
ちょっと確認してまいります。

会長 (堺澤 豊君)
たしか 18 円ってような金額かな。事務局、確認してください。

主任 (出口 大悟君)
当時の半分……。確認しておきます。

会長 (堺澤 豊君)
宮澤委員、よろしいですか。

13番 (宮澤 辰夫君)
はい。いいです。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請については、この原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、議案第62号に入りますが、農業委員会等法に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により8番 村上英登委員、11番 西村功委員、21番 米山茂寿委員は自己に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
〔8番 村上英登君・11番 西村功君・21番 米山茂寿君 退場〕

会長 (堺澤 豊君)
それでは、
議案第62号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)
それでは議案書13ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和元年の12月31日付の公告でございます。
期間終期別の細目につきましてはごらんいただきまして、田んぼが81万1,319㎡、畑が2万504㎡、合計が83万1,823㎡でございます。
貸し手が184、借り手が89でございます。
(2)番(3)番の表につきましてはお目通しをいただきまして、次のページ、14ページから35ページに個別の詳細が載っております。
始期につきましては令和2年1月1日からとなっております。
以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
貸借の細部については、それぞれ担当する各委員の皆さん、担当地区のところ、目通しを先にしてください。
〔各自黙読〕

会 長 (堺澤 豊君)
よろしいですか。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

2 2 番 (北原 実君)
これ、現在の農協の事業でやられている利用権設定の関係で、令和2年の1月から5年10年つつうことで再契約ということだと思うんですけども、同時に、来年の3月いっぱいでしたっけ、利用権設定の事業が一応終了して、それ以降、中間管理の事業に移行されるというふうにお伺いしていましたけれども、それとの関係で、特に関係があるのか、それとも、それを含めて5年10年というような計画、どういうふうにするのがいいのかわかりませんが、その辺の絡みがもしあったら教えていただきたいなあと思っております。

主 査 (井上 幸代君)
この中で20件ほどは解約をして再契約をされています。
ちょっと農協さんのほうでも、解約しての再契約という方がおられて、ここに全部載っていないのと、今お話をされていて3月までをめでに解約しての再契約を考えておられるという方もおられるようです。
また、中間管理に移行できる方は、ここで解約して中間管理としての再契約という方もおられるようです。

会 長 (堺澤 豊君)
北原委員、よろしいですか。

2 2 番 (北原 実君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
3月31日で円滑化事業が中間管理事業に統合されるんで、それ前に契約期間が残っているけれども1回解除して、最長10年とれますから再契約をするっていう方もいるし、解約をして中間管理事業に移行するっていう方もおられるという、そういう理解をしていただけると。そういうことでいいですね、事務局。

主 査 (井上 幸代君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。

7 番 (齊藤 庄一君)
82 番から 85 番、番号、背番号の、この WCS つつうのはあれかね、飼料作物つつうことだね、これは。

主 査 (井上 幸代君)
そうです。飼料作物です。

7 番 (斎藤 庄一君)
青刈りのことずら。横文字がわからないもんで。

会 長 (堺澤 豊君)
飼料用の稲。飼料用米。

7 番 (齊藤 庄一君)
稲。米か。飼料用の米まであれかい、つけたやつかい。

17 番 (小松 由喜一君)
全部刈っちゃって丸干ししたやつ。

7 番 (齊藤 庄一君)
ローリングしてして。

会 長 (堺澤 豊君)
斎藤委員、いいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 62 号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農地法利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
ここで退席されている委員の着席を求めます。
[8 番 村上英登君、11 番 西村功君、21 番 米山茂寿君 入場・着席]

会 長 (堺澤 豊君)
続いて、
議案第 63 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

次 長 提案理由の説明を求めます。
(大野 秀悟君)
それでは議案書 36 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表をごらんください。
まず公告年月日でございますが令和元年の 12 月 31 日、期間の終期でございますが、契約期間は 5 年で、田んぼが 4,563 m²、合計も 4,563 m²でございます。
貸し手が 1 で、借り手は農業開発公社のため 1 となります。
37 ページが利用権設定をする各筆明細となっております。
長野県農業開発公社に合計で 2 筆を貸し付けるということになります。
以上につきまして、御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、38 ページにあります利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でございます。御確認をお願いいたします。
以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 63 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 農地法利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 64 号 賃借料情報の区分設定及び提供について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
それでは議案書 39 ページをお開きください。
賃借料情報の区分設定及び提供について御説明をし、御提案とさせていただきます。
こちらについては毎年出しております駒ヶ根市の賃借料情報であります。

毎月の議案に掲載しておりますが、農用地利用集積計画の貸借の部分について去年の1月～12月分として公告された内容の集計でございまして、10a当たりの賃借料をデータ化したものとなっております。

下のほうから見ていただきますと、1番、水田の部と2番、畑の部分に分かれておりますので、まず水田の部から御説明させていただきたいと思っております。

水田の部でございまして、地区が3つに分かれてございまして、①は竜西、②については40a以上の下平地区の土地となりますので、①については②を除いた下平地区が含まれており、③については竜東地区のデータとなっております。

①については平均額が5,700円、最高額が1万3,000円、最低額が1,000円ということでございます。

下平の40a以上の農地につきましては、平均が8,300円、最高額が1万円、最低額が1,000円ということでございます。

竜東地区につきましては、平均単価が5,800円、最高額が1万417円、最低額が1,000円でございます。

続きまして2番の畑の部ですけれども、こちらについては竜西と竜東の2つに分かれております。

竜西につきましては、欄外米印の4にもございまして、データ数が5未満の場合は提示しないということになってございまして、今回のデータ数につきましては4件のみということでございますので、数字は入っておりません。

竜東につきましては、平均額が3,200円、最高額が5,000円、最低額が1,000円でございます。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第64号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第64号 賃借料情報の区分設定及び提供については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が全て終了しました。

これにて令和元年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

| 午後4時30分 閉会